

第7回契約監視委員会 議事概要

1. 日時：平成27年3月11日（水）13：55～15：30
2. 場所：海技教育機構本部附属棟会議室
3. 主要議題：平成26年度契約の点検・見直し
4. 出席者

契約監視委員会委員

上 窪 良 和（委員長）

奥 村 恭 史

日 潟 一 郎

松 瀬 宇太郎

役 員

理 事 大立 康祐

事務局

事務局長 鈴木 英 実

会計課長 岸 川 敬 生

会計課長補佐 竹 内 博 昭

契約担当 平 岡 葵 衣

5. 議事概要

（1）競争性のない随意契約

委員：清水校練習船の係留場所浚渫工事について、ヘドロ堆積の状況、浚渫の必要性如何。

回答：ヘドロ堆積により、実習艇の上下架が困難な状況である。

公有水面として使用は無償であるが、浚渫は自前で行ってほしいとの自治体の見解があった。使用以来初の浚渫になる。

（2）競争性のない随意契約の継続案件

委員：会計監査契約について、他の独法においても、会計監査契約は随意契約に仕分けられているのか。

回答：ほとんどの独法においても企画競争を実施し、大臣選任により随意契約として整理している。

（3）新規一般競争入札案件

委員：海大職員用パソコン購入一式について

①昨年に引き続き PC を購入した理由

②昨年に比し応札者数が減少した理由

③落札率が上昇した理由 何か。

回答：①資料中「職員用」とあるが、エンジンシミュレータ等の研究用と実習用の誤り。昨年の職員用に引き続き本年は研究実習用としてタブレットを含む PC16 台を購入した。

②③昨年の契約では 6 者参加したので、本年も同様の想定であったところ、結果 2 者応札で 99 %の落札率となった。

委員：一般的な PC 価格を考慮すれば、本件落札額は妥当とはいえない。家電量販店から購入するほうが安いと思うが、機構においては、調達的方式として有資格者間の競争入札を行うことが必須なのか。

回答：本件については教育用として付加機能が求められているところ、市場調査のうえ予定価格を設定しているが、随意契約として量販店から購入することも可能である。

（４）一者応札案件

委員：口之津ワゴン車購入について、消費税引き上げ後の車両購入案件で一者応札とは通常考えにくい。

回答：競争入札参加要件について、企業規模が最も大きい A 資格を除き、B から D までに該当する販売店に入札公告の案内を出したが、結果 1 者のみの応札となった。

委員：今後の対応として参加要件の変更を行う旨記載があるが、具体的な措置内容如何。

回答：競争入札参加要件として、今後は A ランクの企業まで含める予定。

委員：今年 A を除外している理由如何。

回答：予定価格に応じて、中小企業の参加機会を確保しているため。

競争資格としては、企業の資本金、売上高、従業員数等によりランク分けしているところ。

委員：一者しか応札がないのであれば、応札者が多いほど落札額は下がるはずなので、次回からは A 資格の者も含めて入札を行うのが筋ではないか。

（５）新規一般競争入札案件

①海大実習用ボイラについて

委員：公告の案内は何社が取りに来たのか

回答：3 社が取りに来た。

委員：本件は、公示期間も十分に確保していること、3 社に入札案内を配布したうえで 1 社応札ということであるので、了解した。

②海技丸定期検査等、各練習船定期検査・修繕案件について

委員：契約額約 1 千万の練習船が 3 件あるが、仕様書の確認は誰が行っているのか。

回答：甲板部の教員が確認している。

委員：各練習船の入渠工事については、第一種中間検査で 1,000 万円レベルの契約金額となるのはおかしい。各船ともに、本委員会当初開催時に指摘した状況に戻ってしまっているとの感触を受ける。

また、宮古校月山は保険で填補されているのであれば、その旨を資料に明示しておくこと。

③唐津寄宿舍配水管等工事について

委員：落札率 99.99 %とあるが、そのような率にならざるを得ないほどの緊急案件であったのか。

回答：4 月に配算し、夏休み期間中に工事を実施する必要があった。

委員：公示期間が 1 3 日間とは短すぎるのではないか。

④館山校給食委託業務について

委員：昨年 3 者入札のところ、本年 1 者入札となった理由如何。

回答：昨年の入札状況を踏まえ、前回の参加業者に電話にて説明会の案内を行ったところ、説明会には 2 者が参加したが、そのうち 1 者は応札を辞退した。

⑤口之津校止水工事について

委員：口之津校は昨年も様々な工事を行っているが、発注単位の順番は決まっているのか。

回答：昨年の水害に基づき、防止上緊急性の高いものから着手している。

6. 講 評

(1) 今回は 7 回目の委員会であり。スタート時に比較すれば、我々委員の考えに機構側の対応も近づいてきており、今回の契約事案についても概ね適切に処理されていると思うが、以下の問題点について指摘したい。

① 公示期間については、入札参加者を増やすため長期間設けることが有効であるが、今回も期間が短すぎる案件があった。

② 物品（市販物）の購入にあたっては、経費節減の観点からは、競争入札資格要件受有者による入札以外でも、量販店での購入を行う等、柔軟な対応が

必要ではないか。

- ③ ワゴン車の購入については、第2回目の入札からは、競争参加資格上の A ランクの者も含める必要がある。
 - ④ 各校練習船の入渠工事については、工事内容が過剰なのではと感じる。再度コンサルに依頼することが適当かどうかは別として、工事内容を教員が造船所と調整しているとしても、以前のように金額が非常に高くなっているため、改善の方策を再検討願いたい。
- (2) 必要改善事項も減少はしてきているが、各学校の所在する地域における入札業者の多寡等の環境を考慮しつつ、応募の範囲を拡大する等措置しないとコスト増につながってしまうので考慮いただきたい。
- (3) 海大のPCについては、どのようなスペックが必要なのかを吟味したうえで購入形態を決めることが必要と考える。また、練習船の工事について、1,000万円は通常5,000G/Tクラスの船舶の修繕費用であるところ、見積の適正性を検証すること、工事中の監督の実施及び協定の3段階でチェックを行う必要がある。
- (4) 会計監査法人との契約について、機構では企画競争入札を実施していることに鑑み、他独法がどのような契約形態に分類しているのか確認のうえ、実態を反映した分類とすべきである。

以上